

仙台市介護保険審議会  
地域包括支援センター運営委員会

(第6期計画期間 第2回会議)

日時：平成27年8月26日（水）

午後3時から

場所：市役所本庁舎2階 第2委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出

(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について

① 地域包括支援センター運営委員会の概要について

② 地域包括支援センターについて

3 その他

4 閉 会

# 資 料

○資料1 地域包括支援センター運営委員会の概要について

○資料2-1 地域包括支援センターについて

資料2-2 地域包括支援センターの運営状況について

○参 考 平成27年度地域包括支援センター運営委員会スケジュール（案）

**第 6 期仙台市介護保険審議会  
地域包括支援センター運営委員会（第 2 回会議）議事録**

日時：平成 27 年 8 月 26 日（水）14：50～15：30

場所：仙台市役所本庁舎 2 階 第 2 委員会室

〈出席者〉

【委員】

井野一弘委員、大内修道委員、駒井伸也委員、佐藤功子委員、鈴木峻委員、出口香委員、森高広委員、若生栄子委員以上 8 名、五十音順（長野正裕委員欠席）

【仙台市職員】

會田保険高齢部長、下山田高齢企画課長、小林介護予防推進室長、宮野介護保険課長、星高齢企画課包括支援係長、川村介護予防推進室推進係長、阿部介護保険課管理係長、佐藤介護保険課指導第二係長、伊藤青葉区障害高齢課長、阿部宮城野区障害高齢課長、佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、山縣泉区障害高齢課長

〈議事要旨〉

1 開会

2 議事

(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出

暫定で、事務局が進行。

委員長については、仙台市介護保険条例施行規則第 23 条第 5 項の規定により互選。大内委員から、委員長に井野委員を推薦する旨の発言があり、全会一致で決定。

（委員長挨拶）

委員長職務代理者については、仙台市介護保険条例施行規則第 23 条第 7 項の規定により、井野委員長が鈴木委員を指名。鈴木委員了承。

以下、委員長による議事進行。

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については大内委員に依頼→大内委員了承

(2) 地域包括支援センター運営委員会の概要等について

下山田高齢企画課長説明（資料 1、資料 2-1、資料 2-2、参考）

【質疑応答】

委員：専任職員について、資料 2-1「3. 職員体制【機能強化のための専任職員の配置】」によると、「今後計画的な配置を目指す」とあるが、28 年度の動きということでのいいのか。

事務局：28 年度に 25 か所のセンターに配置できれば 1 番望ましいと思うが、予算の関係もあるので、今後、市の内部で検討をしていく。できるだけ早く配置していきたいという考えではある。

委員：資料 2-1「4. 地域包括支援センターの事業 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築」によると、「『地域包括支援ネットワーク』の構築に向けた『地域ケア会議』の設置・運営」とあるが、会議の設置状況を教えてほしい。

事務局：センターが行う地域ケア会議は 2 つある。個別ケースの検討を行う個別ケア会議と、包括圏域の中でネットワークづくりや地域課題の抽出を行う包括圏域会議である。個別ケア会議は、困難事例に対し、地域の方、町内会、民生委員、状況によっては医師に参加をしていただき、対応を検討していくという会議になる。

委員：事業所単位でのケア会議開催状況はどうなっているのか。

事務局：事業所においては、必要に応じてケアプラン作成の際に主治医に意見を伺うために会議を開催するという状況だが、どのくらいの頻度で開催されているのかということはこちらでは把握していない。

委員：センターの構成は、3 職種の配置による 3 人体制ということになっているが、専任職員には「3 職種のいずれかであること」という条件が課せられているため、専任職員が配置されたセンターは実質 1 人増員になるということか。また、資料 2-2 によると、2 人配置や 2.5 人配置というセンターもあるようだが、3 職種が揃っていないセンターもあるということか。

事務局：3 職種をそれぞれ 1 名ずつ配置する体制は標準配置となるが、専任職員に関しては 3 職種の方からさらに 1 名を配置するので 4 人体制となる。秋保のように 2 名のみ配置しているところは、高齢者人口がそれほど多くないためであり、3 職種全てが揃っているわけではない。

委員：1 名増員された専任職員は 3 職種の方と一緒に機能強化に取り組んでいくということか。それとも、専任職員は特別なことに専念した取り組みを行うのか。

事務局：専任職員を配置した目的としては、地域包括ケアシステムの構築に向けての地域づくりや関係機関とのネットワークのさらなる強化のためである。これは、これまでセンターが行ってきた業務の延長線上にある。なお、資料 2-1(2)にある「指定介護予防支援業務」には専任職員は携わらないようにするという縛りがある。それ以外のところについては、資料 2-1 に記載している専任職員の役割を担うことになる。

委員：専任職員は介護予防の計画書を作成してはいけないが、それ以外はセンターの他

職員と同じような業務を機能強化のために行うのか。

事務局：専任職員には地域の実情をこれまで以上に把握・明確化し地域包括ケアシステムの構築に向けた役割を中心に担ってほしいことや、専任職員を中心に地域の中へ入って行ってほしいということを25のセンターに話をしている。

委員：専任職員については、仙台市で研修等盛んに開催しているため、状況については把握している。専任職員がうまく機能しないと、地域包括ケアシステムもうまくいかない可能性がある。手探り状態で進めているところなので、専任職員がどのような課題を持ち、どのような動きをし、どのような状況なのかということ、各センターから情報収集し、本委員会において報告したい。

事務局：専任職員を配置しているセンターから、月に1度、活動の報告がある。専任職員を配置しているセンターと今後配置する予定のセンターにも声をかけながら、定期的に連絡会議も開催している。そういった機会から得た情報について、今後開催する委員会で事務局から報告したいと思う。

### 3 その他

特になし

### 4 閉会